

# 中野区教育委員会会議録

令和2年第24回定例会

令和2年9月25日

中野区教育委員会

令和2年第24回中野区教育委員会定例会

○日時

令和2年9月25日（金曜日）

開会 午前10時00分

閉会 午前10時50分

○場所

中野区役所5階 教育委員会室

○出席委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 田中 英一

教育委員会委員 小林 福太郎

教育委員会委員 伊藤 亜矢子

教育委員会委員 渡邊 仁

○出席職員

参事（子ども家庭支援担当） 小田 史子

子ども・教育政策課長、学校再編・地域連携担当課長

永田 純一

指導室長

宮崎 宏明

○書記

教育委員会係長 金田 英司

教育委員会係 香月 俊介

○会議録署名委員

教育委員会教育長 入野 貴美子

教育委員会委員 小林 福太郎

○傍聴者数

9人

○議事日程

1 議決事件

(1) 第42号議案 中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 協議事項

(1) (仮称) 中野区いじめ防止等対策推進条例の考え方について (指導室)

3 報告事項

(1) 事務局報告

①新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について (子ども・教育政策課)

○議事経過

午前 10 時 00 分開会

入野教育長

おはようございます。

定足数に達しましたので教育委員会第 24 回定例会を開会いたします。

議事に入ります。

本日の会議録署名委員は小林委員にお願いいたします。

本日の議事はお手元に配付の議事日程のとおりでございます。

それでは日程に入ります。

<議決事件>

入野教育長

最初に議決事件の審査を行います。

議決事件の 1 番目、第 42 号議案「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」を上程いたします。

初めに事務局から提案の説明をお願いいたします。

学校再編・地域連携担当課長

それでは第 42 号議案「中野区立学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則」につきまして、ご説明を申し上げます。

提案理由といたしましては、区立中学校の再編に伴い、通学区域を定める必要があるというものでございます。

資料につきましては、議案とは別に、新旧対照表も配付させていただいておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

この内容といたしましては、第四中学校と第八中学校の統合に伴いまして、現在の規則で定めております第四中学校と第八中学校の項を削除いたしまして、新たに明和中学校として、一つの通学区域として定めるものでございます。

なお、区域の変更等はございません。

この規則は令和 3 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

なお、関連いたしまして、8 月 28 日の定例会におきまして、明和中学校の新校舎整備期間延長に伴う指定校変更の取扱いについて、ご協議をいただいておりますので、今回の規則改正と併せまして、指定校変更の特例を実施していくという運用を予定してござい

す。

今後、該当する地域の保護者の皆様への説明などを予定してございます。

ご説明は以上でございます。

入野教育長

ただいま上程中の議案につきまして、質疑がありましたらお願いいたします。

田中委員

一つ確認なのですが、今、説明いただいたように、今日の議案は、二つの中学校を統合することによって、規則上通学区域を一つにするということによろしいのでしょうか。

学校再編・地域連携担当課長

おっしゃるように、これまでの二つの、それぞれの通学区域、これを一つに統合するというものでございます。

入野教育長

よろしいでしょうか。ほかに質疑がございませんので、なければ質疑を終結いたします。

それでは簡易採決の方法により、採決を行います。

ただいま上程中の第42号議案を、原案のとおり決定することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

入野教育長

ご異議ございませんので、原案のとおり決定いたしました。

<協議事項>

入野教育長

次に、協議事項に入ります。

それでは協議事項1番目「(仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例の考え方について」を協議いたします。

初めに事務局から説明をお願いいたします。

指導室長

5月29日の本委員会にてご報告いたしました、いじめ防止等対策の条例化につきまして、今後の条例制定を目指し、「(仮称)中野区いじめ防止等対策推進条例の考え方について」、ご協議をいただきます。

協議に先立ち、考え方について補足説明させていただきます。

資料をご覧ください。

まず、1の条例の目的でございますが、これまで区では「中野区いじめ総合対策」「中野区いじめ防止基本方針」などを定め、いじめ防止に取り組んできたところでございます。児童・生徒に対するいじめ防止等に係る基本理念、区や区立学校等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等を図るための基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを条例制定の目的といたします。

2の条例に規定すべき主な項目でございます。そこに書いてございます、①から⑥のとおりです。

別添、条例に規定すべき主な項目の概要については、後ほどご説明いたします。

3の意見交換会の実施（案）につきましては、11月に3カ所で実施する予定でございます。

4、今後のスケジュール（予定）についてでございますが、意見交換会の後、結果を教育委員会、議会に報告し、その後、パブリック・コメント手続も実施して、区議会第1回定例会に条例案を提出していく予定でございます。

では別添、条例に規定すべき主な項目の概要をご覧ください。

1、基本理念につきましては5点ございます。(1)として、まずはいじめの発生は学校内外を問わないこと。(2)として、いじめ防止等の取組は、区民等の一人ひとりの人権と多様性を尊重する人権感覚及び社会全体の問題であるとの認識のもとに行われること。また、いじめを生まない、いじめを許さない、いじめを放置しないとの意識を高め、区民等や関係機関が主体性をもって取り組めるように推進すること。(3)といたしまして、区、教育委員会、学校及び教職員、保護者、区民、関係機関がそれぞれの責務を果たし、相互に連携すること。(4)として、学校はいじめ防止に学校全体で組織的に取り組むこと。(5)として、児童等がいじめ防止等に主体的に行動できるよう、いじめ問題についての児童等の理解を深めることなどを挙げてございます。

2の責務につきましては、(1)区、(2)教育委員会、(3)学校及び学校の教職員、(4)保護者等、(5)区民等、(6)関係機関等の六つの立場について、それぞれの果たすべき責務を定めてございます。学校では、いじめは重大な人権侵害であるとの認識のもと、いじめ防止に取り組むこと。保護者等につきましては、これまでどおり、家庭教育は尊重され、家庭等に任せて区や学校の責務が軽減されることではないことなどを挙げてございます。また、ほかの立場との連携を重視してございます。

3、基本方針の策定につきましては、区は国の基本方針、学校は区の基本方針を参酌して、いじめ防止のための基本方針を作成することを定めています。条例化に先立ちまして、教育委員会では、去る3月に新しい基本方針を策定し、学校にも学校基本方針の見直しを指示したところでありますが、今後も区は国の基本方針を、学校は区の基本方針を参酌しながら見直しを図ってまいりたいと存じます。

4の対策を実効的に行うための組織等につきましては、これまでも行ってきたことではございますが、いじめ防止等に関係する機関、団体が情報を共有し、連絡調整や協議を行うなど、関係機関が連携を図っていじめ防止に取り組むための組織である「(仮称)中野区いじめ問題対策連絡協議会」を条例に位置づけ、一層充実を図るとともに、教育委員会の附属機関として、学識経験者や各方面の専門家から構成される「(仮称)中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」を条例に位置づけ、区や教育委員会のいじめ防止の取組等についてご意見をいただき、さらに実効性のある取組ができるようにしてまいります。

5のいじめに対する教育委員会の措置といたしましては、教育委員会が学校からいじめの報告を受けた場合は、指導主事や心理、福祉などの専門家による支援を行ったり、必要な調査を行ったりしてまいります。

6といたしまして、重大事態への対処等のための調査を行う組織としましては、子どもの命に関わるような事態など、重大事態が発生した場合は、教育委員会はその重大事態への調査等を先ほどの「(仮称)中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」に行わせることについて定めております。また、区長がさらなる調査が必要と判断した場合には、区長は「(仮称)中野区いじめ問題再調査委員会」を設置することを定めております。

最後のページには、参考としまして、重大事態を規定したいじめ防止対策法第28条第1項や、先ほど申し上げた各組織の関係を図にしたものを挙げさせていただきました。

説明は以上でございます。ご協議のほど、よろしく願いいたします。

入野教育長

ただいまの説明につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

説明ありがとうございました。今の説明の中で、今年の3月に基本方針を定めて、今、各学校でそれに基づいていろいろな対策を進めていただいているということがありましたけれども、今回、その上というのですか、位置する条例を定めることで、さらに対策がより確実に進んでいくという意味で、後半には組織の設置とかという部分が明確に出ましたけ

れども、それ以外に何か、この部分は今まで基本方針になかったのだけれども、条例によって定めるといった部分があったら教えていただきたいのです。

指導室長

この条例自体は、その上位にいじめ防止対策法や、国や都の基本方針等もございます。どうしてもその枠を大きく外れてということはないのでございますけれども、中野区としてまして、今までやってきたこと、それから様々なご意見を賜りました、いじめが最大の人権侵害であること。そのようなものを強く規定させていただいているところでございます。

あとは、実際にそれを規定していく際には、中野区独自の様々な取組はしていきたいと思いますが、条例ですとどうしても大きな捉えになってしまうので、大体は先ほど申し上げたとおりに、国や都の基本方針等を踏まえて定めてございます。

田中委員

ということは、今の基本方針をよりしっかりさせるために、その上に条例をつくって、きちんと位置づけるという理解でよろしいのですか。

指導室長

もちろんそういう意味もございます。ただし、一番はこの条例を定めることによりまして区に、そして区内外に、中野区のこうした考え方や決意等を明らかにしていくということが非常に大事なことだと思います。そのような意味合いもございます。

渡邊委員

ご説明ありがとうございました。確認をさせていただきたいのですけれども、今回の条例の中に、中野区いじめ問題対策連絡協議会、また、中野区教育委員会いじめ問題対策委員会というものを設置するというのを盛り込む。今までにこういった、いじめに関する組織もあったと思うのですけれども、これは何か変わったとか、新しく設置したものなのか。今まではこれに準ずるものはなかったのか。

指導室長

3月に改定いたしました基本方針の中には位置づけてございます。

ただし、実態としましては、3月以来きちんと位置づけたものでございまして、その前の段階におきましては、前者の「(仮称)中野区いじめ問題対策連絡協議会」に当たるものは今までも関係機関等、行ってきたのですけれども、後者の「(仮称)中野区教育委員会いじめ問題対策委員会」に当たるものは、今年度から発足させたものでございます。

渡邊委員



いじめに対する中野区の姿勢という形で、今回は条例化する。指導室長が言われたように、区民に対しても、いじめに対する対応を行っているということが明確になってきて、とても素晴らしいのではないかなと思います。

また、この中に、教育委員会という言葉も入って、それが教育委員会も確実にその役目を果たす、責務を果たすというところの位置づけが明確にされた。何となくいじめの問題って、「あった」というだけで、みんなどうなっていったのか、その後のこととか、いろいろとわかりにくくなってしまいうイメージがありますが、そういった意味でも、明確化した組織とシステムが成り立つことは、非常に素晴らしいと思います。

基本理念に関しても、いろいろと検討された内容になっていて、非常によろしいのではないかなと思っております。この後、条例化していく中で問題があれば、またいろいろと変更その他等も盛り込んでいくとか、さらなる充実を図っていただければいいなと思っております。

以上です。

伊藤委員

確認とコメントなのですけれども、確認としましては、特徴として、例えばいじめが社会全体の問題であるということを明記してくださった点ですとか、あと、児童が主体的に行動できるようにという取り上げ方で、自分で、1人で解決しようということではなくて、いじめられた、いじめているとか、傍観者とか、全てを含んで、みんながちゃんと主体的にいじめのことを考えましょうということを明確にしてくださいとくださった点ですとか、あと、地域の見守りということや、先ほどの、幅広く委員会を設置して、学識経験者初め、いろいろな人からきちっと組織的に意見をいただいて取り組もうということも明確にしてくださいと、この4点が特徴としてあるのかなと思いましたが、そういう理解をしてよいかどうかの確認が1点です。

もう一つは、これは今申し上げるべきことかどうかよくわからないのですが、保護者のところで、「区及び学校が行っているいじめの防止等の取組に協力するよう努めます。」という表現になっているのですが、それでいいのかなと思うのですが、学校と家庭が連携するということが実はいじめに関連してとても大事なことだと思うので、よりわかりよい表現に、今後もしていただけたらよいかないかなと思いましたが、あと、その次の文言が注記のような感じになっているので、条例として、またここも表現をわかりやすくしていただける可能性がある部分なのかなと思いましたが。

指導室長

委員おっしゃったとおり、特徴は細かいところで言うと、そういうことでございます。先ほど申し上げた、いじめが人権問題であること。それから、例えば今おっしゃっていただきました、子どもが主体的に行動していくことにつながっていくこと、社会全体の問題として認識していくことなどが特徴として挙げられます。

今、後半でご指摘いただきました文言等につきましては、また、ぜひ検討させていただきたいと思いますが、具体的な条文につきましては、法規担当といろいろ調整を図らなければなりませんので、そこはこういうご意見があったということを十分伝え、精査してまいりたいと思います。

ありがとうございました。

小林委員

もう既に各委員方からお話があったとおり、非常に重要な条例だと思いますので、中野区の歴史的な背景を踏まえて考えたときに、むしろ遅過ぎると。一刻も早くどんどん進めていただければと思います。

その中で、幾つかお伺いしたいのですが、重大事態ということで、大きくここではいじめ防止対策法の第28条を挙げて、生命に関わることとか、それから長期欠席への配慮、2点挙げているのですが、このあたり、報告というか、調査とか、こういう文言が出ているのですが、これについてはどのように現時点でお考えになっているのか、お尋ねしたいと思います。

指導室長

まず、今お話しがありましたとおり、重大事態、大きく分けまして生命及び財産に重大な被害が生じる場合と、二つ目としまして、いじめが原因と思われることで欠席をすることを余儀なくされた場合、その二つが挙げられますが、まず前者の生命及び心身、財産等に重大な被害が生じる場合につきましては、間違いなくこれはしかるべき措置を迅速に行う。その中にはもちろん調査も含まれるものと考えております。

二つ目の長期欠席に至る場合ということにつきましては、今のところ文部科学省の見解等におきましては、長期欠席の基準となります30日程度の欠席が基準となつてございますけれども、その日数につきましては、その状況につきましては、様々な、多様な、子どもが置かれた状況があると思いますので、ここに関しましては他の市区町村なんかも参考にしておりますが、その都度個別に判断する必要があると考えております。もちろん、それを放置

したり、何もしないとか、報告をしないということではございません。重大事態は重大事態と認識してご報告もさせていただきますが、調査と行動につきましては、個別に精査する必要があると考えております。

小林委員

もう既にご案内のとおり、いわゆる不登校に関わっては、文部科学省もずっと経年的に長年やっている問題行動調査も、名称を改めて、別枠で不登校、すなわち不登校イコール問題行動ではないということを明確に打ち立てていますし、私もそう思います。ですから、一人ひとり、様々な状況があると思いますので、ここに参考に出ている(1)と(2)ですけれども、同様に扱うのではなくて、特に長期欠席の場合には、そのケースに応じて、弾力的に教育委員会が適切に学校の報告を受けながら、その子どもにとって、一番よい方法がどうかということ。ときには踏み込んで調査をすとか、報告を求めるということもあろうかと思えますし、そうでない場合もあるし、柔軟な対応をぜひしていただきたいなと思えます。

それからもう1点、伊藤委員からも幾つか、保護者との連携のお話にもありましたが、私もそういったところで、文言の中で気になる点がありますので、お話をしておきたいと思うのです。

基本理念の(2)のところに、「区におけるいじめ防止等のための取組は、区民等一人ひとりの人権と」ここはいいのですけれども、次の「多様性を尊重する人権感覚」とあります。これは間違いではありません。人権感覚の一つには多様性を尊重するということがあると思うのですが、この文言からすると、人権感覚がイコール多様性を尊重するだけに見られますので、しっかりと、多様性を尊重するなど、その後、人権感覚ってどういうものかということも明確に言い放つような。これは人権教育のとりまとめの第三次の中にも、文言が明確に出ていますので、それをそこに位置づけたほうが誤解がないと思います。ちょっと検討してみたいと思います。

それから、2の(3)で、学校及び学校の教職員ということなのですが、ここでは3項目に分かれているのですが、やや防止のみ強調されているように思います。「防止等」となっているので、防止が非常に大きく取り上げられるわけで、これは別に、それはそれでいいのですけれども、やはり重大事態への対応という点では、いじめ防止等ではなくて、明確に問題の解決とか、踏み込んで、一つは未然防止と、もう一つは問題があったときの的確な、迅速な対応、指導が求められるということを強調したほうがいいかなと思いました。

もちろん文章を読み取れば間違いではないのですけれども、強調するほうが、私は個人的にはいいかなと思いました。

3番目は、例えば「迅速かつ適切に対応します。」で終わっているのですが、対応もそうでも、対応とともに、学校は指導するという部分もありますので、踏み込んだ書き方も必要かなと思います。

この問題に関しては、特に学校は待ちの姿勢だとか、時間がたてばという、そういうマイナス思考的な、そういうものに陥らないように、平時から意欲的、積極的にこの問題を意識して取り組めるような土壌を築いていく必要があると思いますので、この文言の中では、前向きに、言い方はよくないかもしれませんが、刺激的に学校及び先生方も含めて、または行政の私たちも、気持ちが改まるような文言をちりばめていただけるように、ぜひご検討いただければと思いますので、よろしくお願いします。

指導室長

ぜひ検討してまいりたいと思います。

伊藤委員

私ももう一度補足させてください。今、小林委員が言われたところ、2の(3)の学校及び学校の教職員のところなのですから、最初のところ、1番目の「いじめの防止等に取り組めます。」というところなどに付け加えられるかなと思うのですけれども、例えば、(5)の区民等のところに、児童等が安心して過ごすことができる環境づくりに努めますというとてもすばらしい文章を書き添えてくださっていて、できることでしたら、例えば、学校及び学校の教職員のところにも、児童等が安心して過ごすことができる学校環境づくりに努めますという文言を入れていただくと、いじめというのは誰かが誰かをいじめているというシンプルなものではなくて、とても複雑なことだと思うので、いろんな立場の人がいろいろに関係していくことになっていくものだと思うので、そういう意味でも、みんなが安心して過ごすことができる学校環境が大事なのだということを明確にいただけると、ご指導の上でも、それが一つの指針に明確になるのかなと思ひまして、例えばそういった表現も取り入れていただけると、ご検討いただけるといいかなと思いました。

それと同様に、同じ2の(3)の三つ目のところで、今、小林委員も言われた「迅速かつ適切に対応します。」なのですが、ほかのところに書かれているので省略されたのだと思うのですけれども、こうやったところにも、家庭とも連携しながら、組織的に対応しますという形で、明確にいただけると、ちょうど保護者も学校と協力をするし、学校も家庭と連携

していきますということが両方で書けていいのかなと感じました。

以上コメントです。よろしくお願いいたします。

指導室長

ぜひ検討させていただきます。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは本件に関する協議を終了いたします。

事務局は条例制定に向けて、今回の意見も含めて準備のほうをよろしくお願いいたします。

<教育長及び委員活動報告>

入野教育長

続いて、教育長及び委員活動報告を行います。

特に事務局からの報告はございませんが、各委員から活動報告がございましたらよろしくをお願いいたします。

田中委員

9月20日の日曜日に中野区立総合体育館及び平和の森公園竣工記念式典というのが開かれまして、参加してきました。

中野区立総合体育館ということですがけれども、中野に本社がある麒麟ビバレッジが協賛して、体育館の名称も「麒麟レモンスポーツセンター」という名前で、黄色い大きなマークが体育館にも設置されていきました。

いろいろな細かい配慮がされたすばらしい施設でしたけれども、体育館もそうですけれども、平和の森一帯がこれで全部きちんと整備されたということで、自然も多く残されていますし、サッカーや野球ができる球場があって、子どもたちが遊べる広場もたっぷりとられて、300メートルの立派なトラックができて、そして体育館があるということで、本当に中野区民の健康づくりの拠点というのでしょうか。そういったすばらしい地域になったのかなと思いました。

後日行ったときに、子どもたちがザリガニも釣ったりして、そんな自然もしっかり残されて、この後あそこがさらに中野区民の健康増進に役立っていくのではないかなという大きな期待を感じました。

以上です。

## 渡邊委員

私も 20 日に体育館を見せてもらいに行ってきました。

とにかくすばらしい施設なので、言葉で言うよりは皆さんが使うための施設なので、とにかく多くの区民の方に行っていただきたい、また、活用していただきたいと思っております。

すばらしい施設はやはり使ってこそ価値があるのかなと思いますので、今後は使い勝手をいかによくしていくか、どうやってみんなに平等に、そして常に使えるような環境を整えるかということが多分重要なのだろうなと感じました。

このスポーツセンターにはプールがないのですよね。でも、プールは中野中学校の近くの近くにあるので、そういう意味では、これで、あの地域で、ほとんど徒歩圏内で全ての運動ができる環境が中野区にもやっと整ったのかなという感じで、とてもうれしく感じました。

今日、傍聴の方も大勢いらっしゃっていますけれども、ぜひ一度見に行かれるとよろしいのではないかなと思いますので。とても感動しました。

以上です。

## 伊藤委員

私も同じく、9月20日に体育館を見てまいりました。ほかの委員の方からのお話にもあったのですが、平和の森公園一帯全体がすごく明るくなっていて、ただスポーツセンターだということだけではなくて、本格的な競技ができるような広さと、アリーナ、観覧席、バリアフリーの観覧席なども備えていて、そういう意味では平和の森公園全体のあの明るい雰囲気と、そういった大きなスポーツの大会もできるような施設ということで、中野のシンボルとして発信していけるような、そういう財産にだんだんなっていける可能性がきっとあるのだなということをととても印象的に思いました。

スポーツセンターも、光のとり方とか、窓の位置とか、いろいろな点で公園全体の風景のすばらしさを取り込むような形になっていて、地域一帯が明るいものになっていく雰囲気を感じて、大変印象的でした。

以上です。

## 小林委員

私は9月4日金曜日に、みなみの小学校の内覧会、かなり完成してきておりますので、ここに行ってみりました。

旧中野神明小学校のところに建っているわけですがけれども、限られた敷地というか、それを有効に活用して、随所に非常に工夫が見られました。特に廊下などにも、児童たちが休み時間その他、朝や放課後の時間に有効に過ごせるようなスペースを配置したりしていました。ただ、まだ完全に周りの外構工事は終わってはいませんでしたけれども、校庭の広さもそれなりに確保できているのかなという感じがしました。

非常に暑い日だったのですけれども、中で空調をしっかりとつけると、廊下のほうもかなり爽やかで、学習環境としては相当しっかりと確保されているのかなという印象を持ちました。

私たちが実際にそういうところを見ていくと、今後、進んでいる新たな改築の学校に関しても、いろんな有効な意見も言えるかなと思いました。一遍には区全体の施設をそういうふうにはできないのですけれども、少しずつでも改善をそうやって図っていくことは喜ばしいことだなと感じました。

以上です。

入野教育長

私は総合体育館の式典にも参加いたしましたし、みなみの小学校の内覧会にも行ってまいりました。

総合体育館のほうは、体育施設だけということではなくて、もう一つ各委員からのお話にはなかった、平和資料展示室もできることになっておりまして、まだ何も展示はされていないのですけれども、今後のそういう活用も出てくるのかなとは思っております。

近隣の校長と、それから小中学校の校長会長、小中学校のPTAの連合会長と一緒に回らせていただきましたので、学校関係もいろいろなことで活用できるというお話をしていただきながら回ってきたところでございます。十分に子どもたちの健康づくりや、いろいろな意味でのふれあいの機会になるかなと思いますので、ありがたいなと思っております。

10月1日から一般開放されると聞いております。

そして、先ほどお話がありましたネーミングライツというのを区が初めてやったもので、ネーミングをつけていただくことで、いろいろ連携を図っていくという状況のようでございます。

みなみの小学校ですが、たくさんの方々から「明るい雰囲気」というお話をいただいておりますし、地域開放型図書館の部分についても、いろいろ地域の方も見て、ご意見をいただいたところでございます。

美鳩小学校もみなみの小学校も9月7日月曜日が初登校日でございますが、あいにくの雨だったのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策の検温で入るのにちょっと滞る部分もあったかもしれませんが、その後は、一足制でございましたので、スムーズに校舎に入れて、子どもたちの歓声といたしますか、そういう部分についても、担当者が見てきたようで、子どもたちも喜んでいいるという状況の報告を受けているところでございます。

ありがとうございました。

その他発言がなければ、委員活動報告を終了したいと思います。

<事務局報告>

入野教育長

続いて事務局報告に移ります。

事務局報告の1番目「新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について」の報告をお願いいたします。

子ども・教育政策課長

それでは「新型コロナウイルス感染症に係る子ども教育部・教育委員会事務局における対応について」につきましてご報告いたします。

このことにつきましては、当教育委員会におきまして、適宜ご報告をさせていただいてきたところでございますが、このたび3月から9月、直近までの取組につきまして、体系的に、また時系列で整理をいたしましたので、ご報告をさせていただくものでございます。

内容について、特に新規のものはございませんが、資料といたしましては別紙1から3がございます。別紙1が全体の取組の概要、別紙2が関連施設ごとの開設状況、別紙3が教育委員会の議事の一覧ということでございます。

例えば別紙1の小中学校という欄をご覧くださいますと、まず国のほうから、2月27日に、3月2日から全国の小中学校に対して、春休みまでの臨時休業の要請があったということを受けまして、3月2日から最終的には5月31日まで臨時休業ということとなりました。その間における取組ということで、しるしをつけさせていただいております。右の上のほうに注釈がございますが、黒い星印が学習に関する事項。白い丸が休業・再開に関する事項、黒い四角が衛生に関する事項、白いひし形がその他ということで、学校におけます主な取組を記載してございます。

そして、6月1日から再開をいたしまして、給食の開始、通常授業の開始、またタブレット端末、モバイルルーターを貸与してのオンライン学習といった取組も進めてきてござい



ます。

この資料につきましては、教育事務・点検評価におきまして、外部評価の対象として評価をいただくということとしてございます。

お目通しをいただきまして、ご確認いただければと思います。

ご報告は以上でございます。

入野教育長

ただいまの報告につきまして、質問等ご発言がありましたらお願いいたします。

田中委員

このような形で報告をまとめていただいてありがとうございました。こうやって見ると、2月の末から今まで、多くの対応をしていただいて、その都度、その都度、その時点ではまだ先が見えない中でいろいろな判断をしていただいて、それが結果として今、中野ではうまく対応できているのではないかなと感じたところです。

本当にご苦労さまでした。

渡邊委員

ご報告ありがとうございます。今、改めてこういった資料を見せていただきますと、この半年間の間にいろいろなことがあったなど、改めて思っております。

我々の対応について反省すべき点も多少あるとは思いますが、なかなか、国民というよりも、世界中が初めての経験で、それに対応するのでかなり必死だったと。ただ、まだこれは終わっているわけでは全然なくて、これを災害と言ってしまうのはちょっと言葉が悪いのかもしれないけれども、災害でいうとフェーズとって、その時期、時期に対応の仕方が徐々に、徐々に変わってくる。そういう意味で、今、半年たった。残りの3月までが学期ですので、この間に教育委員会としては、この半年をどうやってやっていくかということも見通しを立てていかなければいけないですし、来年度についても、考えていかなければいけない。

非常に多忙になっている中に、さらにこういった形でやらなければならないことが多くあって、本当に大変だと思うのですが、この場だけはどうしても気張らなければいけない時期というものもありますので、ぜひ、ぜひみんなで力を合わせて、今後も頑張りたいと思っております。

本当に、この半年間よく頑張ってくださいまして、感謝申し上げます。以上です。

伊藤委員

私もまず、本当に感謝申し上げたいと思います。そして、こういうことがまたあったりしてほしくないわけなのですけれども、まだ続いておりますし、今回のことで、こういうことをあらかじめしておいたからよかったとか、ここの部分はもう少しこうしておけばもう少しちょっと対応できたかなとか、そういった経験値というの、先生方や教育委員会の皆様、蓄積を実際されていると思いますので、こうした一つの枠組みがありますと、恐らく個々の先生方や個々の学校、それぞれの立場でのそういった実践知というのを加えていくこともできるようになると思いますので、ぜひ、そういった先生方の実践知の蓄積ということにも活用していただけるといいのかなと思いました。

まとめていただいて、本当にありがとうございます。貴重な資料だと思います。

小林委員

これまでの対応については、大変な労力をかけて様々学校とともにやってきたということに関しては、本当に頭の下がる思いです。

ただ、今、各委員が言われたように、まだまだこれからも対応は続くと思いますので、気を緩めることはできないと思います。表現は難しいのですが、医学的な部分での今後の進歩によって、開発によって、局面が好転していくこともあろうかと思うのですが、学校関係者として一番考えていかなければいけないことは、そういう問題を通して起こる、まさに先ほどのいじめの問題ではありませんが、ここの中にある、一人ひとりのこうした病気に対しての偏見、差別みたいなもの。そういったことが非常に懸念されます。これは今回のことだけではなくて、社会全体の人権課題全てに共通していることだと思いますので、そういう意識で人権教育並びに、その実践をしっかりと怠りなくやっていく必要があるし、そういう危機感を学校は持って、今も持っていらっしゃいますけれども、私たちが喚起していかなければいけないかなと思います。

もう1点、私が申し上げたいことは、こうやって対応していくということで、いろいろと大変だったわけなのですけれども、私はこういう中で、幾つかの成果があると思います。これからの授業のあり方とか、人との接し方も含めて、私たち大人も大分慣れてきたということもあるかもしれませんが、今までの生活様式をいい意味で見直すという部分がいっぱいあるのではないかと思うのです。今までのものが戻れば全ていいというものではなくて、新たなものをつくり上げていくということも必要だと思います。そういった中で、恐らくこれまで遅々として進まないような印象もあったGIGAスクール構想とか、いろんな部分というのはこういうものをきっかけに、もうやらざるを得ない状況の中で取り組んで、

そしてそれなりの成果も出てきているわけです。必ずしもそっちに移行することがいいというだけではなくて、それをいかにこれまでやってきた、通常の対面における授業を充実させていくか。その中に、こうした遠隔的な指導のあり方をどういうふう to 今後取り入れていくかとか、今後、社会が進展していく中で、ある意味では暗示的な対応だったと私は思っていますので、ぜひその成果を前向きに残せるようにとどうか、生かせるように。そういう意識で私たちも対応していきたいなと私も思っていますので、どうぞよろしく願います。

以上です。

入野教育長

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私のほうも、こういうふう to 振り返ることということはやはり大事なことかなと思ひまして、委員からのご意見もございましたので、外部評価の委員の方々にもまた評価していただくという機会を持ったところ to ございますし、校園長先生方にも、一つの区切りとして、ここで学校での対応も、もう一度振り返っていただきたいと。そして評価をして、改めて改善して、子どもたちを迎えていただきたいということを夏休みが終わったあたりでお話をしてまいりました。

これからも続いていくこと to ですし、ほかのこと to てもいろいろなことが、課題が出てくること to がございますので、経験値や実践知をしっかりと蓄えていくため to にも、行っていくこと to が大事かなと思っております。ありがとうございました。

それではご発言がほか to にございませぬので、本報告は終了したいと思ひます。

事務局から次回の開催について報告願ひます。

子ども・教育政策課長

次回の開催につきましては、10月2日金曜日の10時から、当教育委員会室にて予定してございます。

入野教育長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれ to ちまして教育委員会第24回定例会を閉じます。

ありがとうございました。

午前10時50分閉会